

作業環境測定法施行規則の一部を改正する 省令等の施行等について



作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令(令和 2 年厚生労働省令第 8 号)及び作業環境測定基準等の一部を改正する告示(令和 2 年厚生労働省告示第 18 号)が、令和 2 年 1 月 27 日に公布及び告示され、令和 3 年 4 月 1 日(一部については令和 2 年 4 月 1 日)から施行及び適用することとなりました。

省令等の改正の趣旨としては、作業環境測定を行う際のデザイン及びサンプリングとして、従来のものに加え、作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行うもの(以下、「個人サンプリング法」という)を新たに規定するため、所要の改正を行ったものです。

<改正の概要>

- 1 作業環境測定基準(昭和 51 年労働省告示第 46 号)関係
 - (1) 個人サンプリング法の対象となる測定や対象者数、時間等を規定
 - (2) 最新の日本産業規格(JIS)との整合等のため、外部放射線による線量当量率又は線量当量の測定に用いる測定機器の要件を改正
 - (3) 3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン(MOCA)の試料採取方法等について新たに開発された方法に改正
- 2 作業環境評価基準(昭和 63 年労働省告示第 79 号)関係
作業環境測定結果の評価について、個人サンプリング法による評価方法を追加
- 3 インジウム化合物等を製造し、又は取り扱う作業場において労働者に使用させなければならない呼吸用保護具(平成 24 年厚生労働省告示第 579 号)関係
インジウム化合物の濃度の測定結果の評価について、個人サンプリング法による測定結果に係る評価方法を追加
- 4 作業環境測定士規程(昭和 51 年労働省告示第 16 号)関係
作業環境測定士の資格の要件として登録講習期間が行う講習の細目について、個人サンプリング法に係る内容を追加

施行・適用期日：1(2)及び(3)：令和 2 年 4 月 1 日

上記以外：令和 3 年 4 月 1 日

当社では、作業環境測定に長年の実績と豊富な経験があります。ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 [2020 年 1 月 27 日付 厚生労働省 基発 0127 第 12 号](#)

分析技術箇所 杉山みなみ

The Knights of Environmental Science PFOS、PFOA とは？

内藤環境管理株式会社

〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪 2051-2
TEL.0120-01-2590 FAX.048-886-2817
URL:www.knights.co.jp

有機フッ素化合物で撥水、撥油性があり、難分解性で安定しているため、コーティング剤や界面活性剤などとして様々な製品に使用されてきました。しかし、その安定性から環境中の残留性や生体中の蓄積性が問題視され、国内外で規制の動きがあります。

お問い合わせはこちら

